

掛川市告示第12号

掛川市在宅ねたきり老人等紙おむつ購入費助成要綱（平成17年掛川市告示第16号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月20日

掛川市長 松 井 三 郎

第2条第4号を次のように改める。

(4) 静岡県療育手帳交付規則（平成12年静岡県規則第89号）第5条第1項の規定により療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度が同規則第6条の規定によりAと判定されたもの  
様式第1号を次のように改める。

在宅ねたきり老人等紙おむつ購入費助成申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所  
氏 名 ⑩  
申請者 電話番号  
対象者との続柄

紙おむつの購入費の助成を受けたいので、次のとおり申請します。

対 象 者	住 所					
	氏 名					
	性 別	男 ・ 女	生 年 月 日	年	月	日
	状 態	<input type="checkbox"/> 身体障害者（身体障害者手帳 級） <input type="checkbox"/> 知的障害者（療育手帳 A） <input type="checkbox"/> 65歳以上の者（要介護度 ）				
家 族 構 成	氏 名	対象者との続柄	年 齢	氏 名	対象者との続柄	年 齢
対象者の心身の状況						

（注）

- 1 対象者の状態の欄は、該当する項目にレ印を付けてください。
- 2 対象者の心身の状況の欄は、対象者が65歳以上の者に該当する場合に限り、対象者の容態、家族（申請者を含む。）の介護の状況等を記入してください。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。